

## 日本語予備教育を行う留学生別科等の基準に関する協力者会議まとめ（案）

日本語教育を行う大学の別科及び学部進学のための日本語予備教育を行う課程（以下、「別科等」という。）については、現在その基準が定められていないところであるが、この度、大学等における留学生の受入れの適正化及び留学生の在籍管理の徹底を図る取組の一環として、別科等の教育施設・設備、教員の資質、教育課程等について基準を定めることとされた。

本協力者会議においては、基準を含む新たな制度を導入するうえで必要となる事項として、当該新たな基準の適用対象の判断基準、新たな基準において規定すべき項目及びそれに係る具体的な要件の在り方、新たな基準への適合性の確認等基準の運用等について検討を行い、以下のとおりとりまとめた。

### 1. 別科と非正規課程における新たな基準の適用対象の判断基準について

別科及び非正規留学生を受け入れる課程の目的・内容・対象者等が多岐に渡ることを踏まえ、今般の新たな基準の適用対象とすべき別科・非正規課程（教育プログラムを含む。以下同じ。）は、以下の5つの要素に該当するか否かを基に判断することとしてはどうか。

また、適用対象とするか否かの判断方法としては、以下のA、Bいずれかに該当する場合、基準の適用対象とすることとしてはどうか。

(A) 大学学部(別科・非正規課程を含む)、短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程への進学を目的に含む別科・非正規課程であること。

(B) 以下のいずれにも該当すること。

(B-i) 当該別科・非正規課程が非正規生又は別科生を対象とするものであること。

(B-ii) 入学(履修登録)時に大学学部段階(N2相当)に満たない日本語能力水準で受け入れていること。

(教材や入学者の実態等に照らして実質的に入学時に大学学部段階に満たない日本語能力水準である旨を所轄庁が確認した場合を含む。)

(B-iii) 過去3年間の平均で、当該別科・非正規課程の修了者のうち大学学部(別科・非正規課程を含む)、短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程に進学した者が少なくとも50%以上いること。

(B-iv) 年間の授業時数の過半(50%以上)が日本語教育又は日本語により教育を行う科目であること。

## 2. 新たな基準に規定すべき項目及び具体的な要件の在り方について

本項では、別科等の基準として規定すべき項目のうち、別科等の趣旨や在籍管理上の要請を踏まえ、日本語教育機関の告示基準とは異なる規定ぶりを行うかどうか、本協力者会議において検討を行った項目について記載しており、新たに定める基準の全体像を示しているものではない。

### (1) 修業期間の始期、終期

別科等の修業期間の始期、終期については、別科等が学部等への進学を前提とした教育を行うのであれば、始期、終期について進学時期を踏まえた一定の制約を課すべきではないか。

### (2) 授業期間、授業時数

授業時数について、留学生はフルタイムで就学する前提で在留することや、学部等進学のために一定の日本語の水準に到達させる必要があること、大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程における規定ぶり等を踏まえ、別科等についても1年あたりの日本語教育に係る授業時数を目安として示すことが適当である。この場合、日本語教育機関の告示基準に定める授業時数の規定と大学における授業実施期間の実態を踏まえ、760時間（又は600時間）を1年当たりの授業時数の原則としてはどうか。その一方で、大学に設置される別科等においては、日本語に加えて日本文化や日本事情、基礎科目の教育等も行い、これらの履修全体を通じて進学に必要な日本語の習得を目指すことが期待されていることを踏まえると、日本語教育に係る授業時数の設定については、これらの教育課程の柔軟性を確保できるようにするべきではないか。

また、授業期間については、別科等の課程編成や教員、事務組織、施設設備等の教育体制が、学部と密接に関連していることから、学部の授業開講期間と合わせた運営ができるよう配慮が必要である。このため、年間の授業週数及び各授業科目の実施期間の単位については、大学設置基準第22条及び第23条と同様の規定としてはどうか。

### (3) 教育課程

別科等における教育の質を担保するために、教育課程の体系性の担保や到達目標の設定について求めることを基準に盛り込んでどうか。

この場合、本基準の対象となる別科等は、学部等進学のための日本語教育を行うものが中心となるものであることから、各別科等において学部等進学等の目的に応じた日本語教育の水準にふさわしい教育目標を設定することについて基準に盛り込んでどうか。

#### (4) 定員の増員

別科等の適切な在籍管理を担保するため、定員の増を行う場合について日本語教育機関の告示基準と同様に条件を設けることとしてはどうか。この場合、極めて小規模の別科等においても実質的な定員増が行えるよう、小規模の別科等における増員については増員する人数に係る規定を適用しないこととしてはどうか。

#### (5) 同時に授業を受ける学生数

別科等における日本語教育の質を担保するために、日本語教育機関の告示基準に準じて、日本語の教育について同時に授業を受ける学生数の上限を定めてはどうか。この場合、各大学が工夫した多様な教育を行うことが認められるよう、例えば上級者に対する講義型による授業等においては、20人を超えて適当な人数により行うことができることとしてはどうか。

#### (6) 教員数

日本語教育を担当する教員の数について、単独の機関として設置される日本語教育機関とは異なり、別科等は大学の一組織として置かれており、以下のような実態がある。

- ・大学の一組織であることから、大学の教員が兼務しており、別科等の専任教員が1名である事例が複数ある。
- ・教育課程全体に占める日本語教育の割合は多様であり、必ずしも全ての教員が日本語教育担当ではない。

これらを踏まえて教員数に係る基準を設定する必要がある。

学部等進学のための日本語教育が教育内容の中心となることを踏まえ日本語教育担当教員の数について日本語教育機関と同様の基準を定めることとしつつ、日本語教育以外の科目が含まれる別科等の特性を踏まえ、日本語教育を担当する最少の専任教員数は1人とするとともに、それ以外の教員については、日本語教育以外の授業の開講状況に応じて日本語教育担当以外の教員を充てることを可能としてはどうか。

なお、専任教員には、当該別科等の教育及び運営に携わる者であることを求めつつ、当該大学の学部等を本務とする教員による兼担も含めることとしてはどうか。

#### (7) 教育課程編成を担当する教員

別科等の日本語教育の質を担保するために、教育課程編成及び他の教員の研修の企画等を中心となって担当する教員を置くことを定めてはどうか。

この場合、担当する教員の要件として、日本語教育機関の告示基準に準じて、大学等における日本語教育歴を有する者としてはどうか。また、原則として当該別科等の専任教員を充てることとして、例えば学部等と一体として運営されているなどにより当該学部の専任教員が担当することで支障が生じないような場合は、学部との兼担を認めることとして

はどうか。

#### (8) 教員の要件

日本語教育を担当する教員の質を担保するために、日本語教育機関の告示基準に準じて教員の要件を設けてはどうか。

この場合、別科等は大学の一組織として置かれるものであり学部等の教員が兼担するなど大学における教育の特性を踏まえ、専任教員については、日本語教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有することに加え日本語等の教育研究に関する修士又は博士の学位若しくはそれに相当する業績を有する者を対象としてはどうか。また、専任以外の教員については、基本的には日本語教育機関の告示基準に掲げる日本語教員担当教員の要件を課すべきではないか。

#### (9) 1週間あたりの授業担当時間数

日本語教育の質を担保するために、日本語教育を担当する教員の1週間あたりの授業担当時間数について、日本語教育機関の告示基準と同様に定めてはどうか。

#### (10) 施設・設備（校地・校舎、教室等）

別科等の施設について、別科等は学部等に比べ小規模であり、学部等の教室を共用している事例が多い。

一方、①大学の校舎面積が学部の校舎面積基準に比べて余裕がない、②別科等の規模が学部等に比べ大きい、③別科等が学部等とは別地におかれる、等のケースが考えられることから、別科等及び学部等の教育環境を維持する観点から施設の面積基準を設けることとしてはどうか。

また、別科等と学部が施設を共用する場合であっても、基準では別科等としても共用部分も含めて一定の面積を求めるとともに、別科等と学部のそれぞれの最低必要面積を合算した基準面積を大学全体として上まわることが求めているかどうか。

その上で、具体的な面積基準については、日本語教育機関の告示基準や準備教育課程の規程では、生徒一人あたりの基準面積を2.3㎡以上としていることから、同じく日本語予備教育の課程として別科等についても、同じ面積基準とすることとしてはどうか。

加えて、別科等が学部等とは別地に置かれる場合には、当該別地ごとに面積の基準を上まわるとともに、教室、教員室、図書室等の必要な施設を設けることを基準として求めているかどうか。また、当該別地が専修学校等の他の教育機関と施設設備を共用する場合には、当該教育機関と別科等のそれぞれの最低必要面積を合算した基準面積を当該別地として上まわることが求めているかどうか。

#### (11) 入学者選考

別科等の入学者選考については、文部科学省から各大学向けの在籍管理通知（平成 31 年 3 月 29 日付）においても、入学志願者が真に修学を目的とし、その目的を達するための十分な能力・意欲・適正等を有しているかを適切に判定すること等を求めていることから、在籍管理通知の要請と日本語教育機関の告示基準に定める仲介者等に係る規定を踏まえた基準を設けてはどうか。

また、入学段階における日本語能力の水準も、受入れ段階での日本語能力の水準を明らかにすることを規定してはどうか。

#### (12) 在籍管理

別科等における在籍管理に係る責務については、外国人の在留管理の観点から、文部科学省として在籍管理通知を各大学に発出し留学生の受入れ及び在籍管理の徹底等を適切に行うよう要請していることから、この通知の趣旨を踏まえ、別科等として行うべき在籍管理の対応について定めることとしてはどうか。

ただし、出席率等の国への報告については、単独の機関として設置される日本語教育機関とは異なり、別科等は大学の一組織として置かれるものであり、在籍管理通知に基づき長期欠席や所在不明等について大学全体として文科省に報告することとしていることから、別科等についてあらためて報告を求めないこととしてはどうか。

#### (13) 修了者等の進路等の公表

別科等の修了者の進路等の公表については、学校教育法施行規則では、教育研究活動等の情報を公表することとしていることから、別科等の教育の質を担保するとともに留学希望者に資するようにするために、学生数等の情報、進路の情報について公表することとしてはどうか。

### 3. 新たな基準の運用の在り方について

#### (1) 基準適合性の確認の時期

今回新たに策定する基準への別科・課程の適合性の確認については、学部進学のための日本語予備教育を行う別科・課程の数が日本語教育機関に比べて少なく、新規開設の頻度も高くないと想定されることから、制度導入後の初年度のみ、申請に基づく基準への適合性の確認を複数回行い、それ以降は毎年 1 回、審査の上基準への適合性の確認を行うこととしてはどうか。

## (2) 基準適合性の確認後の継続的な確認

別科等が今回の新たな基準に基づき基準への適合性が確認された後の、国による継続的な確認については、大学等に設置されている別科等は日本語教育機関とは異なり、大学の所轄庁である文部科学大臣から、必要に応じ、教育の質の確保に関する指導等を行うことが可能となっていること等を踏まえ、準備教育課程と同様、定期的な基準適合性への確認の手続きは設けず、当局からの資料提供依頼等に基づき、基準に適合しないと認められる場合のみ当局が必要な指導を行い、場合によっては基準への適合性確認の取消を行うこととしてはどうか。(下記(3)①を参照)

## (3) 基準への不適合の効果(抹消等)

### ① 不適合の効果の考え方

今回新たに策定する基準に不適合とされた別科等の取扱いについては、法務省告示に基づく日本語教育機関と同様、新たな基準に適合していることが、在留資格「留学」を付与することができる機関としての要件に位置づけられるのであれば、基準に適合しない場合には、当該別科等を在留資格「留学」を付与することができる機関としての基準適合性確認の取消をすることとしてはどうか。

### ② 抹消等の判断基準

大学に設置される別科等に在籍する留学生の在籍管理については、当該別科等に限らない大学全体の在籍管理の問題として、文部科学省への定期報告や指導等の対象となっており、指導の結果改善が見られない場合には大学全体として在留資格「留学」の付与を停止する等の措置が設けられることとなる。このため、本新たな基準への適合性の確認の効果としての「基準適合性確認の取消」の事由は、原則として、基準に列挙された事由への不適合の場合に限定してはどうか。

## (4) 経過措置等の必要性

新たな基準に基づく別科等の基準適合性の確認については、これまでは何ら留学生の受入れ機関(課程)としての要件が課されていない者に対して要件を課することになる。したがって、別科等を設置する大学等が制度を理解し、基準適合性の確認のための申請・審査を行うための準備期間を設けるという観点から、法務省令及び新たな基準が策定された後、制度の周知及び申請・審査のための一定期間(例えば、周知・申請期間として半年、審査期間として半年)の後に、制度を実施することとしてはどうか。

この措置に加えて、従前に留学生を受入れていた別科等については、当分の間(例えば、2年間)、基準への適合性の確認を受けずに在留資格「留学」の付与を可能としてはどうか。